

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 技能実習
- 第三章 技能実習計画(第三条・第一三十三条)
- 第四章 雜則(第六十一条・第六十五条)
- 附則

第一章 総則

第二節 監理団体(第二十四条・第五十五条)

第三章 外国人技能実習機構

第二節 補則(第五十六条)

第三章 外国人技能実習機関

第一節 役員等(第五十七条・第五十八条)

第二節 評議員会(第五十九条)

第三節 業務(第六十一条・第六十三条)

第四節 補則(第六十四条・第六十五条)

第四章 雜則(第六十六条・第六十九条)

附則

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

一 「第一号技能実習」とは、第一号企業単独型技能実習及び第一号団体監理型技能実習をいう。

二 「第二号技能実習」とは、第二号企業単独型技能実習及び第二号団体監理型技能実習をいう。

三 「第三号技能実習」とは、第三号企業単独型技能実習及び第三号団体監理型技能実習をいう。

四 「第一号技能実習生」とは、第一号企業単独型技能実習生及び第一号団体監理型技能実習生をいう。

五 「第二号技能実習生」とは、第二号企業単独型技能実習生及び第二号団体監理型技能実習生をいう。

六 「第三号技能実習生」とは、第三号企業単独型技能実習生及び第三号団体監理型技能実習生をいう。

七 「入国後講習」とは、法第二条第二項第一号及び同条第四項第一号に規定する講習をいう。

八 「取次送出機関」とは、外国の送出機関の送出機関をいう。(以下同じ。)であつて団体監理型技能実習生にならうとする者からの下「団体監理型技能実習の申込み」という。

九 「外国の準備機関」とは、技能実習生にならうとする者の外国における準備に関与する外国语の機関(取次送出機関を除く。)をいう。

十 「外部監査」とは、法第二十五条第一項第五号ロ(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する役員の監理事業に係る職務の執行の監査をいう。

十一 「技能実習事業年度」とは、技能実習に関する事業年度をいい、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。

(密接な関係を有する外國の公私機関)

十二 「法第二条第二項第一号の主務省令で定める密接な関係を有する外國の公私機関」は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 本邦の公私機関(法第二条第二項第一号に規定する本邦の公私機関をいう。次号において同じ。)と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関

二 前号に掲げるもののほか、本邦の公私機関と国際的な業務上の提携を行つてることその他の密接な関係を有する機関として出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの

(技能実習評価試験)

第十二条 法第八条第二項第六号の主務省令で指定する試験は、別表第一のとおりとする。

(技能実習計画の記載事項)

第十三条 法第八条第二項第十号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 申請者が既に法第十七条の規定による届出を行つている場合は、当該届出に係る実習実施者届出受理番号

二 法人においては、その役員の役職名及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第二十六条第一号において同じ。)

(技能実習計画の添付書類)

第十四条 法第八条第三項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人の場合にあつては申請者の登記事項証明書、直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びにその役員の住民票の写し(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し)、法人でない場合にあつては申請者の住民票の写し及び納税申告書の写し

二 申請者の概要書

三 技能実習生に技能実習を行わせることに係る申請者の誓約書

四 技能実習生の旅券その他の身分を証する書類の写し及び履歴書

五 技能実習責任者の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し

六 技能実習指導員の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し

七 生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し

八 「一時帰国する予定である場合にあつては、その一時帰国の期間又は一時帰国する予定の期間」

九 「第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一時帰国した後、休止している技能実習を再開する予定である場合にあっては、その一時帰国する予定の期間にあつては、その一時帰国する予定の期間に技能実習に係るものである場合は第二号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況

十 「第二号技能実習に係るものである場合は、監理団体の許可番号、許可の別、監理責任者(法第四十条第一項に規定する監理責任者をい。以下同じ。)の氏名、担当事業所の名称及び所在地並びに技能実習計画の作成の指導を担当する者の氏名

(技能実習計画の添付書類)

第十五条 法第八条第三項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人の場合にあつては申請者の登記事項証明書、直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びにその役員の住民票の写し(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し)、法人でない場合にあつては申請者の住民票の写し及び納税申告書の写し

二 申請者の概要書

三 技能実習生に技能実習を行わせることに係る申請者の誓約書

四 技能実習生の旅券その他の身分を証する書類の写し及び履歴書

五 技能実習責任者の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し

六 技能実習指導員の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し

七 生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し

八 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、当該技能実習計画に基づく団体監理型技能実習に係る取次送出機関の誓約書に依つては、監理団体と申請者の間の実習監理に係る契約の誓約書又はこれに代わる書類の写し

九 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、監理団体と申請者の間の実習監理に係る契約の誓約書又はこれに代わる書類の写し

十 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者は、申請者と企業単独型技能実習生と取次送出機関の間に締結された団体監理型技能実習に係る契約の誓約書の写し

十一 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者は、申請者と企業単独型技能実習生と取次送出機関の間に締結した雇用契約の誓約書及び該機関の関係を明らかにする書類及び当該機関が作成した企業単独型技能実習生の派遣に関する証明書

十二 外国への準備機関がある場合にあっては、当該外国の準備機関の概要書及び誓約書

十三 技能実習生との間で締結した雇用契約の誓約書及び雇用条件書の写し

十四 技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを説明する書類

十五 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、宿泊施設が適正であることを確認したことを明らかにする書類

十六 食費、居住費その他名目のいかんを問わず技能実習生が定期的に負担する費用の内訳及び当該費用が適正であることを説明する書類

十七 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者は又は第二条の外国の公私の機関が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者、監理団体又は取次送出機関が、技能実習の期間中の待遇につき、技能実習生に説明し、かつ、技能実習生がこれを十分に理解したことを明らかにする書類

十八 開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力の推進という技能実習に係るものである場合に、「制度の趣旨」という。）を理解したこと並びに第十条第二項第三号ハ及び第六号イに該当することを明らかにする技能実習生の作成に係る書類

十九 団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、団体監理型技能実習の申込みの取次ぎ又は外国における団体監理型技能実習の準備に係る団体監理型技能実習生が取次ぎ及び内訳並びに団体監理型技能実習生がこれを十分に理解したことを明らかにした書類

二十 技能実習を行わせる理由を記載した書類

二十一 団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、第十条第二項第三号へに規定する推薦に係る推薦状

二十二 第二号技能実習に係るものである場合にあつては、基礎級の技能検定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能検定をいう。以下同じ。）又はこれに相当する技能実習評価試験（法第八条第二項第六号に規定する技能実習評価試験をいう。以下同じ。）に合格したことと技能検定又は技能実習評価試験の実施者が証明する書面の写し

二十三 第三号技能実習に係るものである場合にあつては、三級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格したことと技能検定又は技能実習評価試験の実施者が証明する書面の写し

二十四 第三号技能実習に係るものである場合又は第十六条第二項の規定の適用を受ける必要がある場合にあつては、第十五条の基準を満たすことを明らかにする書類

二十五 申請者が法第八条第一項の認定を受けている技能実習計画に係る技能実習生の名簿額は、一件につき三千九百円とする。

二十六 その他必要な書類

（技能実習計画の認定の手数料）

第九条 法第八条第五項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定められた額は、一件につき三千九百円とする。

（技能実習の目標及び内容の基準）

第十条 法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の目標に係るものは、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 第一号技能実習 次のいずれかを掲げるものであること。

イ 修得をさせる技能等に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験の合格

口 修得をさせる技能等を要する具体的な業務ができるようになること及び当該技能等に関する知識の修得を内容とするもの（技能実習の期間に照らし適切なものに限る。）

二 第二号技能実習 習熟をさせる技能等に係る三級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格を掲げるもので、練習評価試験の実技試験の合格を掲げるものであること。

三 第三号技能実習 熟達をさせる技能等に係る二級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格を掲げるものは、次のとおりとする。

一 修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）をさせる技能等が次のいずれにも該当するものであること。

イ 同一の作業の反復のみによって修得等でできるものではないこと。

ロ 第二号技能実習及び第三号技能実習については、別表第二に掲げる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）に係るものであること。

二 従事させる業務について、次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該業務の性質及び当該業務に従事されるに当たつての実習環境その他の環境に照らし、外国人に技能実習として行わせることが適当でないと認められるものでないことを。

ロ 技能実習を行わせる事業所において通常行われている業務であり、当該事業所に備えられた技能等の修得等に必要な素材、材料等を用いるものであること。

ハ 移行対象職種・作業に係るものにあつては、次に掲げる業務の区分に応じ、当該業務に従事させる時間が、それぞれ次に掲げる条件に適合すること。

(1) 必須業務（技能実習生が修得等をしようとする技能等に係る技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の試験範囲に基づき、技能等を修得等するために行わなければならない業務をいう。以下のハにおいて同じ。）業務に従事さ

(2) 関連業務（必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行わることのある業務であつて、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務をいう。）業務に従事させる時間全体の二分の一以上であること。

(3) 周辺業務（必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（（2）に掲げるものを除く。）をいう。）業務に従事させる時間全体の三分の一以下であること。

以下であること。

二 移行対象職種・作業に係るものにあつては、ハ（1）から（3）までに掲げる業務について、それぞれ、従事させる時間のうち十分の一以上を当該ハ（1）から（3）までに掲げる業務に関する安全衛生に係る業務に充てること。

ホ 移行対象職種・作業に係るものでないものにあつては、従事させる業務に関する安全衛生に係る業務を行わせること。

ヘ ハからホまでに掲げるもののほか、技能実習の期間を通じた業務の構成が、技能実習の目標に照らして適切なものであること。

ト 技能実習生が次のいずれにも該当する者であること。

イ 十八歳以上であること。

ロ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。

ハ 本国に帰國後本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。

二 企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては、申請者の外国にある事業所又は第二条の外国の公私機関の外国にある事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。

ホ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。

のほか、次のとおりとする。この場合において、同項第三号の規定の適用については、同号ハ中「技能等」とあるのは「主たる職種及び作業に係る技能等」と、同号ホ中「従事しようとする業務」とあるのは「従事しようとする主たる職種及び作業に係る業務」とする。
一 いずれの職種及び作業も移行対象職種・作業であること。

二 それぞれの職種及び作業に係る技能等が相互に関連しており、複数の職種及び作業に係る技能実習を行うことに合理的な理由があること。

第十一條 法第九条第五号（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める評価は、技能実習の目標（前条第一項第一号口及び第三項第三号に係るものに限る。）が全て達成されているかどうかを技能実習指導員が確認することとする。

(技能実習を行わせる体制及び事業所の設備)

一 技能実習責任者が、自己以外の技能実習指
おいて準用する場合を含む。)の主務省令で定
める基準のうち技能実習を行わせる体制に係る
ものは、次のとおりとする。

導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督し、技能実習の進捗状況を管理するほか、次に掲げる事項を統括管理することとされていること。

口 法第九条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する技能実習生が修得等をした技能等の評価に関する事。

ハ 法又はこれに基づく命令の規定による法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構（団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣若しくは機構又は監理団体）に対する届出、報告、通知その他の手続に関すること。

二 法第二十条に規定する帳簿書類の作成及び保管並びに法第二十一条に規定する報告書の作成に関する事項。

本項技能実習生の受入れの準備に関する事項。

ヘ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、監理団体との連絡調整に関する事項。

ト 技能実習生の保護に関する事項。

チ 技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関する事項。

リ 国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、機構その他の関係機関との連絡調整に関する事項。

二 技能実習の指導を担当する者として、申請者は又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であつて、修得等をさせようとする技能等について五年以上の経験を有し、かつ、次のいずれにも該当しないものの中から技能実習指導員を一名以上選任していること。

イ 法第十条第一号から第八号まで又は第十一号のいずれかに該当する者

ロ 過去五年以内に出入国又は労働に関する法令に觸り不正又は著しく不当な行為をした者

ハ 未成年者

三 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者は又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であつて、前号イからハまでのいずれにも該当しないものの中から生活指導員を一名以上選任していること。

四 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては申請者又は監理団体が、申請者の事業に関する労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じ立すること。

五 企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては申請者又は監理団体が、申請者の事業に関する労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じ立すること。

係るものである場合にあつては監理団体が、第十条第二項第三号トに規定する一時帰国に要する旅費（同号ト（1）に規定するものについては、第二号技能実習生が第二号技能実習を行つてゐる間に法第八条第一項の認定の申請がされた場合に限る。第五十二条第九号において同じ。）及び技能実習の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

七 団体監理型技能実習において、監理団体が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける場合にあつては、外国の送出機関からの取次ぎであること。

八 申請者又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号において同じ。）若しくは職員が、過去五年以内に技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行つてないこと。

九 申請者又はその役員若しくは職員が、過去五年以内に、不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受ける目的、監理事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事實を隠蔽する目的又はその事業活動に關し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行つてないこと。

十 法第十六条第一項各号のいづれかに該当するに至つたときは、直ちに、企業単独型実習実施者にあつては機構に、団体監理型実習実施者にあつては監理団体に、当該事実を報告することとされていること。

十一 申請者又は監理団体において、技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしていないこと。

十二 団体監理型技能実習に係るものであり、監理団体が法第三十六条第一項の規定による改善命令を受けたことがある場合にあっては、当該監理団体が改善に必要な措置をとっていること。

十二の二 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者及び監理団体が、過去一年以内に、申請者又は監理団体の責めに帰すべき事由により技能実習生の行方不明者を発生させていないこと。

十三 技能実習生に対する指導体制その他の技能実習を継続して行わせる体制が適切に整備されていること。

十四 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる事業所の設備に係るものは、次のとおりとする。

一 技能等の修得等に必要な機械、器具その他の一の設備を備えていること。

二 前号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(技能実習責任者の選任)

第十三条 法第九条第七号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する技能実習責任者の選任は、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であつて、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去三年以内に技能実習責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者のうち、前条第一項第二号イからハまでのいすれにも該当しない者の中からしなければならない。

(技能実習生の待遇の基準)

第十四条 法第九条第九号（法第十一条第二項に
おいて準用する場合を含む。）の主務省令で定
める基準は、次のとおりとする。

一 企業単独型技能実習に係るものである場合
にあっては申請者が、団体監理型技能実習に
係るものである場合にあっては申請者又は監
理団体が、技能実習生のための適切な宿泊施
設を確保していること。

二 第一号企業単独型技能実習に係るものであ
る場合にあっては申請者が、第一号団体監理
型技能実習に係るものである場合にあっては
申請者又は監理団体が、手当の支給その他の
方法により、第一号技能実習生が入国後講習
に専念するための措置を講じていること。

三 団体監理型技能実習に係るものである場合
にあっては、法第二十八条第二項の規定によ
り監理費として徴収される費用について、直
接又は間接に団体監理型技能実習生に負担さ
せないこととしていること。

四 食費、居住費その他名目のかんを問わず
技能実習生が定期に負担する費用について、直
接又は間接に団体監理型技能実習生に負担さ
せないこととしていること。

五 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び
厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び
作業に係るものにあっては、該特定の職種
及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及
び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作
業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に
適合すること。

(第三号技能実習に係る基準)

第十五条 法第九条第十号（法第十一条第二項に
おいて準用する場合を含む。）の主務省令で定
める基準は、次に掲げる事項を総合的に評価し
て、技能等の修得等をさせる能力につき高い水
準を満たすと認められるものであることとす
る。

一 技能等の修得等に係る実績
二 技能実習を行わせる体制

三 技能実習生の待遇

四 出入国又は労働に関する法令への違反、
技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の
発生状況

五 技能実習生からの相談に応じることその他
の技能実習生に対する保護及び支援の体制及
び実施状況

六 技能実習生と地域社会との共生に向けた取
組の状況

(技能実習生の数)

第十六条 法第九条第十一号（法第十一条第二項
において準用する場合を含む。）の主務省令で
定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分
に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 企業単独型技能実習（次号に規定するもの
を除く。）第一号技能実習生について申請者
の常勤の職員（外国にある事業所に所属する
常勤の職員及び技能実習生を除く。以下この
条において同じ。）の総数に二十分の一を乗
じて得た数（第一号技能実習生について申請
者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得
た数）

二 企業単独型技能実習（この号で定める数の
企業単独型技能実習生を受け入れた場合にお
いても継続的かつ安定的に企業単独型技能実
習を行わせることができる体制を有するもの
と出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が
認めたものに限る。）又は団体監理型技能实
習第一号技能実習生について次の表の上欄
に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に
応じ同表の下欄に定める数（その数が申請者
の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常
勤の職員の総数）、第二号技能実習生につい
て同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数
（その数が申請者の常勤の職員の
員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、
当該常勤の職員の総数に三を乗じて得た数
を除く。）の主務省令で定める数は、当該特
定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法
務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職
種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定
める数とす

三 三十人以下

四 四十人以上五十人以下

五 五十一人以上百人以下

六 六十人以上二百人以下

七 七十人以上三百人以下

八 八十人以上三百人以下

九 九十人以上三百人以下

十 一百人以上三百人以下

4 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ
る技能実習生に当該各号に定める技能実習を行
わせようとして、又は行わせている場合であつて
当該技能実習生を受け入れ、又は受け入れてい
ることにより前三項で定める数を超えるとき
は、法第九条第十一号（法第十一条第二項にお
いて準用する場合を含む。）の主務省令で定め
る数は、前三項で定める数（第二項の規定によ
り第一項で定める数を超えて技能実習生を受け
入れているときは、同項で定める数又は現に受
け入れている技能実習生の数のいずれか少ない
数）に当該技能実習生の数を加えた数とする。

5 前項の規定にかかわらず、企業単独型技能实
習にあっては申請者が前条の基準に適合する者
である場合、団体監理型技能実習にあっては申
請者が同条の基準に適合する者であり、かつ、
監理団体が一般監理事業に係る監理許可（法第
二条第十項に規定する監理許可をいう。以下同
じ。）を受けた者である場合には、法第九条第
十一号（法第十一条第二項において準用する場
合を含む。）の主務省令で定める数は、次の各
号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に
定めるとおりとする。

6 一 前項第一号に規定する企業単独型技能实
習第一号技能実習生について申請者の常勤
の職員の総数に十分の一を乗じて得た数、第二
号技能实習生について申請者の常勤の職員の
総数に五分の一を乗じて得た数、第三号技
能実習生について申請者の常勤の職員の総数
に十分の三を乗じて得た数

7 二 他の実習実施者が技能実習を行わせること
が困難となつた第二号技能实習生であつて申
請者が引き続き技能実習を行う機会を与える
もの 第二号技能实習

8 三 他の実習実施者が技能実習を行わせること
が困難となつた第三号技能实習生であつて申
請者が引き続き技能实習を行う機会を与える
もの 第三号技能实習

9 四 申請者が技能実習を行わせている第一号技
能实習生であつて第一号技能实習の開始後に
特別な事情が生じたにもかかわらず申請者の
下で引き続き技能实習を行うことを希望する
もの 第二号技能实習

10 五 軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更であ
つて、申請者が当該変更があつた旨を当該変更
があつたことを証する書類とともに別記様式第
三号により出入国在留管理庁長官及び厚生労働
大臣に届け出たものとする。

11 六 技能実習の目標の変更

7 二 三百人以上

八 三百人以上五百人以下

九 五百人以上一千人以下

十 一千人以上二千人以下

十一 二千人以上三千人以下

十二 三千人以上四千人以下

十三 四千人以上五千人以下

十四 五千人以上六千人以下

十五 六千人以上七千人以下

十六 七千人以上八千人以下

十七 八千人以上九千人以下

十八 九千人以上一万人以下

十九 一万人以上二万人以下

二十 二万人以上三万人以下

二十一 三万人以上四万人以下

二十二 四万人以上五万人以下

二十三 五万人以上六万人以下

二十四 六万人以上七万人以下

二十五 七万人以上八万人以下

二十六 八万人以上九万人以下

二十七 九万人以上十万人以下

二十八 十万人以上十一万人以下

二十九 十一万人以上十二万人以下

三十 十二万人以上十三万人以下

三十一 十三万人以上十四万人以下

三十二 十四万人以上十五万人以下

三十三 十五万人以上十六万人以下

三十四 十六万人以上十七万人以下

三十五 十七万人以上十八万人以下

三十六 十八万人以上十九万人以下

三十七 十九万人以上二十万人以下

三十八 二十万人以上二十一万人以下

三十九 二十一万人以上二十二万人以下

四十 二十二万人以上二十三万人以下

四十一 二十三万人以上二十四万人以下

四十二 二十四万人以上二十五万人以下

四十三 二十五万人以上二十六万人以下

四十四 二十六万人以上二十七万人以下

四十五 二十七万人以上二十八万人以下

四十六 二十八万人以上二十九万人以下

四十七 二十九万人以上三十万人以下

四十八 三十万人以上三十万人以下

四十九 三十万人以上三十万人以下

五十 三十万人以上三十万人以下

五十一 三十万人以上三十万人以下

五十二 三十万人以上三十万人以下

五十三 三十万人以上三十万人以下

五十四 三十万人以上三十万人以下

五十五 三十万人以上三十万人以下

五十六 三十万人以上三十万人以下

五十七 三十万人以上三十万人以下

五十八 三十万人以上三十万人以下

五十九 三十万人以上三十万人以下

六十 三十万人以上三十万人以下

六十一 三十万人以上三十万人以下

六十二 三十万人以上三十万人以下

六十三 三十万人以上三十万人以下

六十四 三十万人以上三十万人以下

六十五 三十万人以上三十万人以下

六十六 三十万人以上三十万人以下

六十七 三十万人以上三十万人以下

六十八 三十万人以上三十万人以下

六十九 三十万人以上三十万人以下

七十 三十万人以上三十万人以下

七十一 三十万人以上三十万人以下

七十二 三十万人以上三十万人以下

七十三 三十万人以上三十万人以下

七十四 三十万人以上三十万人以下

七十五 三十万人以上三十万人以下

七十六 三十万人以上三十万人以下

七十七 三十万人以上三十万人以下

七十八 三十万人以上三十万人以下

七十九 三十万人以上三十万人以下

八十 三十万人以上三十万人以下

八十一 三十万人以上三十万人以下

八十二 三十万人以上三十万人以下

八十三 三十万人以上三十万人以下

八十四 三十万人以上三十万人以下

八十五 三十万人以上三十万人以下

八十六 三十万人以上三十万人以下

八十七 三十万人以上三十万人以下

八十八 三十万人以上三十万人以下

八十九 三十万人以上三十万人以下

九十 三十万人以上三十万人以下

九十一 三十万人以上三十万人以下

九十二 三十万人以上三十万人以下

九十三 三十万人以上三十万人以下

九十四 三十万人以上三十万人以下

九十五 三十万人以上三十万人以下

九十六 三十万人以上三十万人以下

九十七 三十万人以上三十万人以下

九十八 三十万人以上三十万人以下

九十九 三十万人以上三十万人以下

一百 三十万人以上三十万人以下

一百一 三十万人以上三十万人以下

一百二 三十万人以上三十万人以下

一百三 三十万人以上三十万人以下

一百四 三十万人以上三十万人以下

一百五 三十万人以上三十万人以下

一百六 三十万人以上三十万人以下

一百七 三十万人以上三十万人以下

一百八 三十万人以上三十万人以下

一百九 三十万人以上三十万人以下

一百十 三十万人以上三十万人以下

一百十一 三十万人以上三十万人以下

一百十二 三十万人以上三十万人以下

一百十三 三十万人以上三十万人以下

一百十四 三十万人以上三十万人以下

一百十五 三十万人以上三十万人以下

一百十六 三十万人以上三十万人以下

一百十七 三十万人以上三十万人以下

一百十八 三十万人以上三十万人以下

一百十九 三十万人以上三十万人以下

一百二十 三十万人以上三十万人以下

一百二十一 三十万人以上三十万人以下

一百二十二 三十万人以上三十万人以下

一百二十三 三十万人以上三十万人以下

一百二十四 三十万人以上三十万人以下

一百二十五 三十万人以上三十万人以下

一百二十六 三十万人以上三十万人以下

一百二十七 三十万人以上三十万人以下

一百二十八 三十万人以上三十万人以下

一百二十九 三十万人以上三十万人以下

一百三十 三十万人以上三十万人以下

一百三十一 三十万人以上三十万人以下

一百三十二 三十万人以上三十万人以下

一百三十三 三十万人以上三十万人以下

一百三十四 三十万人以上三十万人以下

一百三十五 三十万人以上三十万人以下

一百三十六 三十万人以上三十万人以下

一百三十七 三十万人以上三十万人以下

一百三十八 三十万人以上三十万人以下

一百三十九 三十万人以上三十万人以下

一百四十 三十万人以上三十万人以下

一百四十一 三十万人以上三十万人以下

一百四十二 三十万人以上三十万人以下

一百四十三 三十万人以上三十万人以下

一百四十四 三十万人以上三十万人以下

一百四十五 三十万人以上三十万人以下

一百四十六 三十万人以上三十万人以下

一百四十七 三十万人以上三十万人以下

一百四十八 三十万人以上三十万人以下

一百四十九 三十万人以上三十万人以下

一百五十 三十万人以上三十万人以下

一百五十一 三十万人以上三十万人以下

一百五十二 三十万人以上三十万人以下

一百五十三 三十万人以上三十万人以下

一百五十四 三十万人以上三十万人以下

一百五十五 三十万人以上三十万人以下

一百五十六 三十万人以上三十万人以下

一百五十七 三十万人以上三十万人以下

一百五十八 三十万人以上三十万人以下

一百五十九 三十万人以上三十万人以下

一百六十 三十万人以上三十万人以下

一百六十一 三十万人以上三十万人以下

一百六十二 三十万人以上三十万人以下

一百六十三 三十万人以上三十万人以下

一百六十四 三十万人以上三十万人以下

一百六十五 三十万人以上三十万人以下

一百六十六 三十万人以上三十万人以下

一百六十七 三十万人以上三十万人以下

一百六十八 三十万人以上三十万人以下

一百六十九 三十万人以上三十万人以下

一百七十 三十万人以上三十万人以下

一百七十一 三十万人以上三十万人以下

一百七十二 三十万人以上三十万人以下

一百七十三 三十万人以上三十万人以下

一百七十四 三十万人以上三十万人以下

一百七十五 三十万人以上三十万人以下

一百七十六 三十万人以上三十万人以下

一百七十七 三十万人以上三十万人以下

一百七十八 三十万人以上三十万人以下

一百七十九 三十万人以上三十万人以下

一百八十 三十万人以上三十万人以下

一百八十一 三十万人以上三十万人以下

一百八十二 三十万人以上三十万人以下

一百八十三 三十万人以上三十万人以下

一百八十四 三十万人以上三十万人以下

一百八十五 三十万人以上三十万人以下

一百八十六 三十万人以上三十万人以下

団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要

七 監理事業を開始する予定年月日

八 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要

(申請書の添付書類)

第二十七条 法第二十三条第三項(法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者(以下この節において「申請者」といいう。)の登記事項証明書、定款又は寄附行為並びに直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書

二 監理事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

三 申請者の概要書

四 監理事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程の写し

五 監理事業を行なう事業所ごとの監理団体の業務の運営(監理費の徴収を含む。)に係る規程の写し

六 申請者が作成した団体監理型技能実習に関する誓約書

七 申請者の役員の住民票の写し(當業に関し未成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し)及び履歴書

八 外国の送出機関が所在する国又は地域において事業を行うことを証する書類

ハ 申請者と外国の送出機関との間に締結された申請者が当該外国の送出機関から団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることによる契約の契約書の写し

二 外国の送出機関が団体監理型技能実習にから徴収する費用の算出基準を記載した書類

本 外国の送出機関の団体監理型技能実習に係る誓約書

ヘ 第二十五条第一号に規定する推薦を受けたことを明らかにする推薦状その他の推薦をした国又は地域の公的機関の作成に係る書類

ト 外国の送出機関の団体監理型技能実習に係る誓約書

十二 技能実習計画の作成の指導に従事する者(その履歴書

十三 一般監理事業の許可の申請に係る場合にあつては、第三十一条の基準を満たすことを明らかにする書類

十四 船員(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員をいう。)である団体監理型技能実習生に係る実習監理を行う場合にあつては、同法第三十四条第一項の許可を受けていることを証する書面

十五 その他必要な書類

二十一 法第二十三条第三項(法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により添付すべき事業計画書は、別記様式第十二号によるものとする。

二十一 法第二十三条第七項の主務省令で定める額は、二千五百円(監理事業を行う事業所の数が二以上の場合は、九百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に二千五百円を加えた額)とする。

二十二 法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、四万七千五百円(監理事業を行う事業所の数が二以上の場合は、一万七千五百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に四万七千五百円を加えた額)とする。

二十三 法第二十五条第一項第五号イ(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める密接な関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの人者であつた者

二 過去五年以内に申請者が実習監理を行つた団体監理型実習実施者の役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの人者であつた者

三 前二号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族

四 社会生活において密接な関係を有する者であつて、指定外部役員による次項に規定する確認の公正が害されるものがあると認められる者

二 商工会(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会の会員である場合に限る。)

三 中小企業団体(中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。)(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。)

四 農業訓練法人(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該農業協同組合の組合員であつて農業を営む場合に限る。)

五 農業協同組合(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該農業協同組合の組合員であつて漁業を営む場合に限る。)

六 漁業協同組合(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該漁業協同組合の組合員であつて漁業を営む場合に限る。)

七 公益社団法人

八 公益財團法人

九 前各号に掲げる法人以外の法人であつて、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要な事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの

十 前項の規定にかかるわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実習監理する場合における法第二十五条第一号の主務省令で定める法人は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。

十一 (外部役員及び外部監査人)

二十二 法第二十五条第一項第五号イ(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める密接な関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの人者であつた者

二 過去五年以内に申請者が実習監理を行つた団体監理型実習実施者の役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの人者であつた者

三 前二号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族

四 社会生活において密接な関係を有する者であつて、指定外部役員による次項に規定する確認の公正が害されるおそれがあると認められる者

五 指定外部役員は、前項に規定する確認を、次に掲げる方法により、監理事業を行う各事業所につき三月に一回以上の頻度で行い、その結果記載した書類を作成するものとする。

六 責任役員及び監理責任者から報告を受けること。

二 申請者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。
法第二十五条第一項第五号ロ（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める密接な関係を有しない者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 第一项第一号から第三号までに掲げる者
二 社会生活において密接な関係を有する者であつて、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者
三 第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する者であつて外部監査を適切に行う能力を有するものであることとする。

一 過去三年以内に外部監査人に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者であること。
二 次のいずれにも該当しない者であること。
イ 申請者の役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者
ロ 申請者の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む者に限る。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であつた者
ハ 実習実施者（申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。）又はその役員若しくは職員
二 監理団体（申請者を除く。）又はその役員若しくは職員
ホ 申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの方であつた者
ヘ 法第二十六条第五号イからニまでのいずれかに該当する者
ト 法人であつて、法第二十六条各号のいずれかに該当するもの又はその役員のうちにこれらの方であつた者であるもの

チ イからトまでに掲げる者のほか、申請者又はその役員、職員若しくは構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に技能実習に関して不正又は著しく不当な行為を行つた者であることその他的事情

二 申請者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。
法第二十五条第一項第五号ロ（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める密接な関係を有しない者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 第一项第一号から第三号までに掲げる者
二 社会生活において密接な関係を有する者であつて、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者
三 第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する者であつて外部監査を適切に行う能力を有するものであることとする。

一 過去三年以内に外部監査人に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者であること。
二 次のいずれにも該当しない者であること。
イ 申請者の役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者
ロ 申請者の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む者に限る。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であつた者
ハ 実習実施者（申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。）又はその役員若しくは職員
二 監理団体（申請者を除く。）又はその役員若しくは職員
ホ 申請者が実習監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの方であつた者
ヘ 法第二十六条第五号イからニまでのいずれかに該当する者
ト 法人であつて、法第二十六条各号のいずれかに該当するもの又はその役員のうちにこれらの方であつた者であるもの

（一般監理事業の許可に係る基準）
第三十一条 法第二十五条第一項第七号（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次に掲げる事項を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとする。

一 团体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況
二 実習監理する団体監理型技能実習における技能等の修得等に係る実績
三 出入国又は労働に関する法令への違反、団体監理型技能実習生の行方不明者の発生その他問題の発生状況
四 团体監理型技能実習生からの相談に応じることその他の団体監理型技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況
五 团体監理型技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況
（労働条件等の明示）
第三十二条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第五条の三第三項の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 团体監理型技能実習生等に対しても法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合

二 団体監理型技能実習生等に対しても法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合

一 团体監理型実習実施者に対する監査その他の業務が適正に実施されているかどうかについて、第三項各号に掲げる方法により、監理事業を行う各事業所につき三月に一回以上の頻度で確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。
二 団体監理型実習実施者に対する監査が適正に実施されているかどうかについて、申請者が行う第五十二条第一号の規定による監査に監理事業を行う各事業所につき一年に一回以上同行することにより確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。

（一般監理事業の許可に係る基準）
第三十一条 法第二十五条第一項第七号（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次に掲げる事項を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとする。

一 团体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況
二 実習監理する団体監理型技能実習における技能等の修得等に係る実績
三 就業の場所に関する事項
四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
五 労働契約の期間に関する事項
六 就業の場所に関する事項
七 勤務時間に関する事項

（賃金）
第五条 賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第八条各号に掲げる賃金を除く。）の額に関する事項

（健康保険法）
第六条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和二十一年法律第百十五号）による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十号）による雇用保険の適用に関する事項

（雇用）
第七条 团体監理型技能実習生等を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

（電子メール）
五 前項第一号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面が交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロの方に特定して情報が伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）の送信の方法（当該書面が交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成する）ができるものに限りる。）

（送信）
六 团体監理型実習実施者等は、団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日（当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日以後に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあつては、当該明示に係る労働契約を締結する日）まで間保存しなければならない。

（求人等に関する情報の的確な表示）
第三十二条の二 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法

イ 技能実習計画を法第九条各号に掲げる基準及び出入国又は労働に関する法令に適合するものとする観点
ロ 適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点
ハ 技能実習を行わせる環境を適切に整備する観点
九 その実習監理に係る団体監理型技能実習生の第十条第二項第三号に規定する一時帰国に要する旅費及び団体監理型技能実習の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、団体監理型技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること。
十 その実習監理に係る団体監理型技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行わないこと。
十一 技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受ける目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を使用し、又は提供する行為を行わないこと。
十二 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしないこと。
十三 法第三十七条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、機関に当該事実を報告すること。
十四 その実習監理に係る団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。
十五 監理団体の業務の運営（監理費の徴収を含む）に係る規程を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は

有線放送に該当するものを除く。以下この号において同じ。）により公衆の閲覧に供すること。ただし、監理団体の事業の規模が著しく小さい場合その他の電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する場合にあっては、これに代えて事業所内の一般の閲覧に便利な場所に当該規程を掲示すること。
十六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習の実習監理を行うものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。
（監理責任者）
第五十三条 法第四十条第一項の監理責任者は、監理事業を行う事業所ごとに、監理団体の常勤の役員又は職員の中から、当該事業所に所属する者であつて監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有するものを選任しなければならない。
二 監理責任者は、過去三年以内に監理責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者でなければならぬ。
三 監理事業を行う事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者と密接な関係を有する者として次に掲げる者が、当該事業所の監理責任者となる場合にあっては、当該監理責任者は当該団体監理型実習実施者に対する実習監理に関与してはならず、当該事業所には、他に当該団体監理型実習実施者に対する実習監理に関与することができる監理責任者を置かなければならぬ。
一 当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの方であつた者
二 前号に規定する者の配偶者又は一親等以内の親族
三 前二号に規定する者のほか、当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者と社会生活において密接な関係を有する者であつて、実習監理の公正が害されるおそれがあると認められるもの

（帳簿書類）
第五十四条 法第四十一条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。
一 実習監理を行う団体監理型実習実施者及びその実習監理に係る団体監理型技能実習生のあつせんに係る管理簿
二 監理費に係る管理簿
三 団体監理型技能実習に係る雇用関係の成立管理簿
四 第五十二条第一号及び第二号の規定による団体監理型技能実習の実施状況の監査に係る書類
五 入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類
六 第五十二条第三号の規定による指導の内容を記録した書類
七 团体監理型技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談への対応を記録した書類
八 外部監査の措置を講じている監理団体については第三十条第六項各号に規定する書類
九 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類
法第四十一条の規定により前項の帳簿書類を監理事業を行う事業所に備えて置かなければならぬ期間は、団体監理型技能実習の終了の日から一年間とする。
（監査報告等）
第五十五条 法第四十二条第一項の監査報告書は、別記様式第二十二号によるものとする。
一 法第四十二条第三項の事業報告書は、技能実習事業年度ごとに、別記様式第二十三号により、監理事業の実施状況を記載し、翌技能実習事業年度の五月三十一日までに提出するものとする。
二 法第四十二条第二項の事業報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 直近の事業年度に係る監理団体の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
二 前条第一項第六号に掲げる書類の写し
三 外部監査の措置を講じている監理団体にあつては、報告年度における第三十条第六項各号に規定する書類の写し

（技能実習評価試験の基準等）
第五十六条 法第五十二条第二項に規定する主務省令で定める技能実習評価試験の基準は、次のとおりとする。
一 技能実習生が修得等をした技能等について公正に評価すること。
二 技能実習の区分に応じて、等級に区分して行うこと。
三 実技試験及び学科試験によつて行うこと。
四 職員、設備、業務の実施方法その他の試験実施者の体制を、技能実習評価試験を適正かつ確実に実施するために適切なものとすること。
五 前各号に掲げるもののほか、公正な技能実習評価試験の実施のために必要な措置を講じること。
（第三章 外国人技能実習機構 第一節 役員等）
第五十七条 機構の理事長は、法第七十一条第二項又は第七十四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 任命し、又は解任しようとする理事の氏名、住所及び履歴
二 任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約
イ 法第七十三条又は第七十五条本文に該当すること。
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当すること。
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。
三 任命し、又は解任しようとする理由
（役員の兼職の承認申請）
第五十八条 役員は、法第七十五条ただし書の認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 その役員となるうとする營利を目的とする団体の名称及び事業内容又はその從事しようとする營利事業の名称及び内容
二 兼職の期間並びに執務の場所及び方法
三 兼職を必要とする理由

第二節 評議員会
(評議員の任命及び解任の認可申請)

第五十九条 機構の理事長は、法第八十四条规定第一項又は第八十五条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 任命し、又は解任しようとする評議員の氏名、住所及び履歴
二 任命しようとする評議員が第五十七条第二号又はハに該当しないことの誓約
三 任命し、又は解任しようとする理由

第三節 業務
(手数料を徴収しない業務)

第六十条 法第八十七条第六号の主務省令で定める業務は、同条第一号及びハに掲げる業務及びこれらに附帯する業務とする。

第六十一条 機構は、法第八十八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 委託しようとする相手方の氏名又は名称及び住所
二 委託しようとする業務の内容
三 委託することを必要とする理由

(業務方法書の変更の認可申請)

第六十二条 機構は、法第八十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項及び当該変更の内容を記載した書類を添付し、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする理由
二 変更を必要とする理由
三 その他参考となるべき事項

(業務方法書の記載事項)

第六十三条 法第八十九条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八十七条第一号に規定する技能実習に関する業務に関する事項
二 法第八十七条第二号に規定する技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)に関する事項
三 法第八十七条第三号に規定する技能実習を行うことが困難となつた技能実習生であつて

引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行なうことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他の関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務に関する事項

四 法第八十七条第四号に規定する調査及び研究に関する事項

五 その他機構の業務の執行に関する必要な事項

第四節 補則
(検査職員の身分証明書)

第六十四条 法第一百条第二項において準用する法第十三条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第二十四号によるものとする。

第六十五条 機構は、法第一百一条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項及び当該変更の内容
二 変更を必要とする理由
三 その他参考となるべき事項

第四章 雜則

第六十六条 法第二十三条第七項(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十二条第四項に規定する手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼つて納付しなければならない。

二 法第八条第五項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第二十四条第五項(法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する手数料は、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

三 前二項の規定により納付した手数料は、返還しない。

(権限の委任)

第六十七条 法第四百四条第六項の規定により、政令第六条各号に掲げる出入国在留管理庁長官に委任された権限は、実習実施者等(法第十三条第一項に規定する実習実施者等をいう。以下この条において同じ。)又は監理団体等(法第十三条第一項に規定する監理団体等をいう。以下この条において同じ。)に係る事業所その他技

能実習に關係のある場所の所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法第四条第五項の規定により法務大臣の権限を委任された出入国在留管理局長官が自らその権限を行うことを妨げない。

法第四条第六項の規定により、法第十五条第一項に規定する出入国在留管理局長官の権限は、実習実施者等又は監理団体等に係る事業所の所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、出入国在留管理局長官が自らその権限を行うことを妨げない。

法第四条第六項の規定により、次に掲げる

第一技能実習に関する事項

申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数」とあるのは「四」と、「同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）」とあるのは「二」と、「同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）」とあるのは「四」とする。

（外部役員及び外部監査人に関する経過措置）

第八条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第三十条第二項第一号及び第五項第一号の規定は、適用しない。

改正後規則第三十条の規定の適用については、当分の間、同条第二項第二号へ中「技能実習」とあるのは、「技能実習（技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を含む。第五項第二号チにおいて同じ。）」とする。

（監理団体の業務の実施に関する基準に関する経過措置）

第九条 改正後規則第五十二条の規定の適用については、当分の間、同条第九号中「第二号団体監理型技能実習生が第二号団体監理型技能実習」とあるのは、「第二号団体監理型技能実習生（第二号団体監理型技能実習に相当するもの（法附則第三条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。）が第二号団体監理型技能実習（第二号団体監理型技能実習に相当するものを含む。）」とする。

（監理責任者に関する経過措置）

第十条 平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後規則第五十三条第一項の規定は、適用しない。

附 則 （平成二十九年七月一四日法務省・厚生労働省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則　(平成二十九年一〇月二三日法務省・厚生労働省令第六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則　(平成二九年一〇月三一日法務省・厚生労働省令第七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則　(平成二九年一二月六日法務省・厚生労働省令第八号)
この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則　(平成二九年一二月二六日法務省・厚生労働省令第九号)
この省令は、平成三十年七月六日から施行する。

附 則　(平成三十一年七月六日法務省・厚生労働省令第二号)
(施行期日)

1 この省令は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第七十一号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則　(平成三十一年一月一二日法務省・厚生労働省令第三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則　(平成三十一年一月一三日法務省・厚生労働省令第四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則　(平成三十一年一月一六日法務省・厚生労働省令第五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則　(平成三十一年三月一五日法務省・厚生労働省令第一号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正の省令は、公布の日から施行する。

な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による技能実習計画の認定の申請、監理団体の許可の申請及び監理団体の許可の有効期間の更新の申請とみなす。

第三条 旧規則の規定による別記様式第1号及び別記様式第1号の申請書は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記様式第1号及び別記様式第1号の申請書とみなす。

第四条 旧規則の規定による別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証とみなす。

第五条 この省令の施行前に、旧規則の規定により交付された別記様式第6号及び別記様式第20号の立入検査証の効力については、なお従前の例による。

附 則 (平成三年三月二六日法務省・厚生労働省令第二号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日法務省・厚生労働省令第三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に行われている、の省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）に規定する相当の様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され又は作成された通知書・許可証その他の文書の効力については、なお従前の例による。

附 則（令和元年九月六日法務省・厚生労働省令第四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正化等の実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請及び報告（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下この条において「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

附 則（令和元年九月一三日法務省・厚生労働省令第五号）

（施行期日）

1 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条本文に規定する日から施行する。
（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（令和元年一月八日法務省・厚生労働省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月二十五日法務省・厚生労働省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月一三日法務省・厚生労働省令第二号）

加熱性水		食鳥処理		缶詰巻締		職種		工施機械建設				職種		養殖	
食品製造業		加工業		缶詰巻締		作業		食品製造関係(八職種十五作業)				作業		ほたてがい・まがき養殖	
節類製造		食鳥処理		缶詰巻締		試験		試験価能工械設試評技施機				試験		養殖試験価能	
試験評価業品加工価能工		食鳥処理		缶詰巻締		試験		試験実施者				試験実施		一般産大法社	
会連組協工産国合合同業加水		一協会鳥本人団般協食日法社		協会食ルレン詰本人団般施者		試験実		工機本法人建人施日團				試験実施		一般産大法社	

祉施設	医療・福祉	農産物製漬	造業	農産物製漬	そ	う	菜	製	牛	豚	食	肉	工	業	非	加熱性
祉施設	医療・福祉	農産物製漬			そ	う	菜	製	牛	豚	食	肉	工	業	塩	加熱乾製
祉施設	医療・福祉	農産物製漬			工	生	調	發	乾				製	品	くん製品	調味加工
給祉施設	医療・福祉	農産物製漬	試験評価業品加工価能工	業物製漬	物	試	能	工	牛	豚	食	肉	試	能	水	水産加工
公人日法社	会連組協漬全日本	機評技産食国人團般合合同物本	試験評価能工	業物製漬	業	評	業	處	工	豚	理	食	試	能	産	水産加工

カ		下着		造製地生トツニ編たて		造製地生トツニ編たて		織布		転運		紺績		職種		織維・衣服関係		
タフテツ	造作業	織じゅう	下着類製	下着類製	作業	地製造	たて編生二	作業	仕上工程	製織工程	作業	準備工程	業	合ねん糸	卷糸工程	作業	精紡工程	前紡工程
試評価能造トペ	試評価能造トペ	カ	試評価能造トペ	試評価能造トペ	下着類製	試評技製生ツ編	試評技製生ツ編	試評技製生ツ編	試評技製生ツ編	織布	試評技運	試評技	試評技	試評技	試評技	試評技	試評技	試評技
組合	日本カーベ	日本カーベ	ソシテイフンボウ	ソシテイフンボウ	一般社団法	一般社団法	一般社団法	一般社団法	日本経協	所	一般財團法	人日本綿	所	一般財團法	人日本綿	所	一般財團法	試験実施者

その他 (十三職種二十作業)	金業処理熱						アルミ		職種		五の二一機械・金属関係		座席		製縫トシ		
	業理炎熱処理	部分熱処理	部熱理	化工作	化作室	炭窓	表面熱	理熱	業理熱	アルミ	製造品出・圧ウミ	引抜加工	作業	自動車シート製造	造作業	パンチカーペット	ペベツト
	熱	熱	熱	熱	窓	窓	熱	熱	熱	アルミニ	試験	試験	試験	試験	試験	試験	試験
	試評能理熱	アルミニ	試験	試験	試験	試験	試験	試験	試験								
	試習技處	アルミニ	試験	試験	試験	試験	試験	試験	試験								
	会工處属本人團般業理熱金日法社	アルミニ	試験	試験	試験	試験	試験	試験	試験								

別表第一 農業関係(二職種六作業)										別表第二 厚生労働大臣が告示で定める試験																		
冷凍空氣調和機器施		建築板金		さく井		職種		建設関係		養殖業		漁業関係		畜産農業		耕種農業		職種		前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める試験		木材加工		機械製材		空気装置		
冷凍空氣調和機器施		建築板金		さく井		職種		建設関係		養殖業		漁業関係		畜産農業		耕種農業		職種		前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める試験		木材加工		機械製材		空気装置		
冷凍空氣調和機器施		建築板金		さく井		職種		建設関係		養殖業		漁業関係		畜産農業		耕種農業		職種		前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める試験		木材加工		機械製材		空気装置		
内外装板金作業	ダクト板金作業	業務	事作業	パーカッシュョン式さく井工事作業	さく井工事作業	(二十二職種三十三作業)	ほたてがい・まがき養殖作業	棒受網漁業	かに・えびかご漁業	定置網漁業	刺し網漁業	ひき網漁業	まき網漁業	いか釣り漁業	延縄漁業	いか釣り漁業	酪農	養鶏	養豚	果樹	煙作・野菜	施設園芸	試験	習評価	技能実験	木材加工	機械製材	空気装置
冷凍空氣調和機器施	内外装板金作業	ダクト板金作業	業務	パーカッシュョン式さく井工事作業	さく井工事作業	三	建設関係	養殖業	漁船漁業	職種	作業	かつお一本釣り漁業	(二職種十作業)	作業	畜産農業	耕種農業	職種	一般社団法人全国木組合連合会	試験	習評価	技能実験	木材加工	機械製材	空気装置				

		六		帆布製品製造		帆布製品製作業		二ードルパンチカーベット 製造作業	
		機械・金屬関係	座席シート縫製	布はく縫製	帆布製品製造	自動車シート縫製作業	ワイシャツ製作業	自動車シート縫製作業	帆布製品製作業
電気機器組立て	電気機器組立て	回転電機組立て作業	回転電機組立て作業	変圧器組立て作業	回転電機組立て作業	回転電機組立て作業	回転電機組立て作業	回転電機組立て作業	回転電機組立て作業
機械保全	機械保全	機械保全作業	機械保全作業	機械検査	機械検査	機械検査	機械検査	機械検査	機械検査
電子機器組	電子機器組	電子機器組立て	電子機器組立て	化処理	化処理	仕上げ	仕上げ	アルミニウム陽極酸	アルミニウム陽極酸
		立てる	立てる	めつき	めつき	めつき	めつき	溶融亜鉛めつき作業	溶融亜鉛めつき作業
				陽極酸化	陽極酸化	陽極酸化	陽極酸化	陽極酸化	陽極酸化
				加工	加工	加工	加工	金属性プレス	金属性プレス
				機械加工	機械加工	機械加工	機械加工	ダイカスト	ダイカスト
				金属性プレス	金属性プレス	金属性プレス	金属性プレス	作業	作業
				ト作業	ト作業	ト作業	ト作業	コールドチャンバダイカスト	コールドチャンバダイカスト
				普通旋盤作業	普通旋盤作業	普通旋盤作業	普通旋盤作業	ホットチャンバダイカスト	ホットチャンバダイカスト
				機械板金作業	機械板金作業	機械板金作業	機械板金作業	ハンマ型鍛造作業	ハンマ型鍛造作業
				構造物鉄工作業	構造物鉄工作業	構造物鉄工作業	構造物鉄工作業	非鉄金属鍛造作業	非鉄金属鍛造作業
				フライス盤作業	フライス盤作業	フライス盤作業	フライス盤作業	プレス型鍛造作業	プレス型鍛造作業
				マシンニングセンタ作業	マシンニングセンタ作業	マシンニングセンタ作業	マシンニングセンタ作業	ト作業	ト作業

七 その他 (二十一 職種三十八作業)		金属熱処理		業		アルミニウム圧延・押出製品		プリント配線板製造	
		表面熱処理 (浸炭・浸炭窒化・窒化) 作業	部分熱処理 (高周波熱処理・炎熱処理) 作業	全体熱処理作業	仕上げ作業	プリント配線板設計	引抜加工業	プリント配線板製造作業	プリント配線板設計作業
陶磁器工業製品製造	ル箱製造	紙器・段ボール箱製造	工業包裝	溶接	塗装	強化プラスチック成形	成形	製本	印刷
パンド印刷作業	機械ろくろ成形作業	段ボール箱製造作業	印刷箱製作業	半自動溶接	印刷箱打抜き作業	印刷箱打抜き作業	手積み積層成形作業	建築塗装作業	手積み積層成形作業
パンド印刷作業	機械ろくろ成形作業	段ボール箱製造作業	印刷箱製作業	溶接	印刷箱打抜き作業	印刷箱打抜き作業	印刷箱打抜き作業	印刷箱打抜き作業	印刷箱打抜き作業
パンド印刷作業	機械ろくろ成形作業	段ボール箱製造作業	印刷箱製作業	溶接	印刷箱打抜き作業	印刷箱打抜き作業	印刷箱打抜き作業	印刷箱打抜き作業	印刷箱打抜き作業

別紙第6号(第6種登記用紙)		(日本書類規則第14項)
第1項 A+B+C+D+E+F		
□ 既定登記用紙		
技 術 實 計 画 認 定 上 帰 書		
年 月 日		
外人(代理人)登記用紙		
理 事 長 殿		
申請者		
<p>次に記載の登記用紙について、申請者は、外國人の登記用紙の記載事項と登記用紙を提出する旨の申出書の記載事項と合致する旨、「是」、「否」とのうちのどちらかに賛成する旨を記載するところとし、そのいずれかに賛成しないことを、添付の本明細の記載事項と合致する。 </p>		
<p>(登記監査技術検査に係るものである場合)</p>		
<p>申請に係る登記用紙登記の件につき、登記者を指摘したことを記載せず、</p>		
監査印捺		
<p>(注意)</p>		
<p>申請用紙には、記載しないこと。</p>		

日本語能力試験		(日本語能力試験)		
Ⅰ級		A-1 (B-1) D-1 E-2		
Ⅱ級		A-2 (B-2) D-2 E-3		
Ⅲ級		A-3 (B-3) D-3 E-4		
Ⅳ級		A-4 (B-4) D-4 E-5		
Ⅴ級		A-5 (B-5) D-5 E-6		
Ⅵ級		A-6 (B-6) D-6 E-7		
Ⅶ級		A-7 (B-7) D-7 E-8		
Ⅷ級		A-8 (B-8) D-8 E-9		
Ⅸ級		A-9 (B-9) D-9 E-10		
Ⅹ級		A-10 (B-10) D-10 E-11		
Ⅺ級		A-11 (B-11) D-11 E-12		
Ⅻ級		A-12 (B-12) D-12 E-13		
Ⅼ級		A-13 (B-13) D-13 E-14		
Ⅽ級		A-14 (B-14) D-14 E-15		
Ⅾ級		A-15 (B-15) D-15 E-16		
Ⅿ級		A-16 (B-16) D-16 E-17		
ⅰ級		A-17 (B-17) D-17 E-18		
ⅱ級		A-18 (B-18) D-18 E-19		
ⅲ級		A-19 (B-19) D-19 E-20		
ⅳ級		A-20 (B-20) D-20 E-21		
ⅴ級		A-21 (B-21) D-21 E-22		
ⅵ級		A-22 (B-22) D-22 E-23		
ⅶ級		A-23 (B-23) D-23 E-24		
ⅷ級		A-24 (B-24) D-24 E-25		
ⅸ級		A-25 (B-25) D-25 E-26		
ⅹ級		A-26 (B-26) D-26 E-27		
ⅻ級		A-27 (B-27) D-27 E-28		
ⅼ級		A-28 (B-28) D-28 E-29		
ⅽ級		A-29 (B-29) D-29 E-30		
ⅾ級		A-30 (B-30) D-30 E-31		
ⅿ級		A-31 (B-31) D-31 E-32		
ⅿ級		A-32 (B-32) D-32 E-33		
ⅿ級		A-33 (B-33) D-33 E-34		
ⅿ級		A-34 (B-34) D-34 E-35		
ⅿ級		A-35 (B-35) D-35 E-36		
ⅿ級		A-36 (B-36) D-36 E-37		
ⅿ級		A-37 (B-37) D-37 E-38		
ⅿ級		A-38 (B-38) D-38 E-39		
ⅿ級		A-39 (B-39) D-39 E-40		
ⅿ級		A-40 (B-40) D-40 E-41		
ⅿ級		A-41 (B-41) D-41 E-42		
ⅿ級		A-42 (B-42) D-42 E-43		
ⅿ級		A-43 (B-43) D-43 E-44		
ⅿ級		A-44 (B-44) D-44 E-45		
ⅿ級		A-45 (B-45) D-45 E-46		
ⅿ級		A-46 (B-46) D-46 E-47		
ⅿ級		A-47 (B-47) D-47 E-48		
ⅿ級		A-48 (B-48) D-48 E-49		
ⅿ級		A-49 (B-49) D-49 E-50		
ⅿ級		A-50 (B-50) D-50 E-51		
ⅿ級		A-51 (B-51) D-51 E-52		
ⅿ級		A-52 (B-52) D-52 E-53		
ⅿ級		A-53 (B-53) D-53 E-54		
ⅿ級		A-54 (B-54) D-54 E-55		
ⅿ級		A-55 (B-55) D-55 E-56		
ⅿ級		A-56 (B-56) D-56 E-57		
ⅿ級		A-57 (B-57) D-57 E-58		
ⅿ級		A-58 (B-58) D-58 E-59		
ⅿ級		A-59 (B-59) D-59 E-60		
ⅿ級		A-60 (B-60) D-60 E-61		
ⅿ級		A-61 (B-61) D-61 E-62		
ⅿ級		A-62 (B-62) D-62 E-63		
ⅿ級		A-63 (B-63) D-63 E-64		
ⅿ級		A-64 (B-64) D-64 E-65		
ⅿ級		A-65 (B-65) D-65 E-66		
ⅿ級		A-66 (B-66) D-66 E-67		
ⅿ級		A-67 (B-67) D-67 E-68		
ⅿ級		A-68 (B-68) D-68 E-69		
ⅿ級		A-69 (B-69) D-69 E-70		
ⅿ級		A-70 (B-70) D-70 E-71		
ⅿ級		A-71 (B-71) D-71 E-72		
ⅿ級		A-72 (B-72) D-72 E-73		
ⅿ級		A-73 (B-73) D-73 E-74		
ⅿ級		A-74 (B-74) D-74 E-75		
ⅿ級		A-75 (B-75) D-75 E-76		
ⅿ級		A-76 (B-76) D-76 E-77		
ⅿ級		A-77 (B-77) D-77 E-78		
ⅿ級		A-78 (B-78) D-78 E-79		
ⅿ級		A-79 (B-79) D-79 E-80		
ⅿ級		A-80 (B-80) D-80 E-81		
ⅿ級		A-81 (B-81) D-81 E-82		
ⅿ級		A-82 (B-82) D-82 E-83		
ⅿ級		A-83 (B-83) D-83 E-84		
ⅿ級		A-84 (B-84) D-84 E-85		
ⅿ級		A-85 (B-85) D-85 E-86		
ⅿ級		A-86 (B-86) D-86 E-87		
ⅿ級		A-87 (B-87) D-87 E-88		
ⅿ級		A-88 (B-88) D-88 E-89		
ⅿ級		A-89 (B-89) D-89 E-90		
ⅿ級		A-90 (B-90) D-90 E-91		
ⅿ級		A-91 (B-91) D-91 E-92		
ⅿ級		A-92 (B-92) D-92 E-93		
ⅿ級		A-93 (B-93) D-93 E-94		
ⅿ級		A-94 (B-94) D-94 E-95		
ⅿ級		A-95 (B-95) D-95 E-96		
ⅿ級		A-96 (B-96) D-96 E-97		
ⅿ級		A-97 (B-97) D-97 E-98		
ⅿ級		A-98 (B-98) D-98 E-99		
ⅿ級		A-99 (B-99) D-99 E-100		

別記様式第1号（第4条第1項関係）

別記様式第1号(第4条第1項関係)

別途記入欄(第4条各項関係)											
本店面積換算表A4用											
新規上											
入居後譲渡未施主変更											
譲渡実施日											
被 託 名											
姓 氏											
名 氏											
通 呼 氏											
性 別 女											
年 齡 例年											
職 業 事務員											
連絡先 内 容											
連絡の元住所(郵便番号) 〒351-0042											
連絡の有効期間(年月) 2010年1月~2010年12月											
1											
2											
3											
4											
5											
会員登録											
会員登録	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

(注意)
予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を欠印で結び、欠印の上に各月に行う時間数を記載すること。

(注意) 1. 講習施設が複数ある場合は、それぞれの施設名、所在地及び連絡先を記載し、講習施設の欄に、該当する番号記載すること。

提出式様式4 (第1回会員登録用)		(日本語版提出式様式)	
申込式様式			
技術者登録申請書			
年 月 日			
外国人技能実習認定登録			
准許証			
(提出式様式の記載事項と、(1)~(7)のうち少なくとも2箇所を記入)			
監修機関			
外國人技能実習生の職業実習実績と就労実績の有無(□記入なし) (1)職業実習の有無 (2)就労実績の有無			
記入欄			
記			

（問題）
1. 動詞は、記載しないこと。
2. 3段目は、この進行の行うまで、既に運営、運の見通しによる実質の傾向を行い、実質実務者指標を示す。
3. 4段目は、マニーマネー（本業の外）から、金融機関（こうじんきかん）の同一の色をもつてゐる。
4. 5段目は、銀行（こうぎん）と並んで、外銀（わいぎん）も運営（うんえい）する。
5. 6段目は、外銀（わいぎん）も運営（うんえい）する。
6. 7段目は、実質の運営（うんえい）の中には、運営（うんえい）の外銀（わいぎん）も運営（うんえい）する。
7. 8段目は、実質の運営（うんえい）の中には、運営（うんえい）の外銀（わいぎん）も運営（うんえい）する。

別記様式第5号(第18条第2項関係) (日本語版)

技能実習計画 变更認定通知书

(注意)
1. ①に係る事項には、申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実地者を受け認定券を得ている者について記載を行なう。
2. ②の記載は、申請者にて、申請書に添付する手帳が記載された場合について記載を行なう。

等	職業及氏名 年 月 日生 年 月 日生	印
萬	法務大臣 厚生労働大臣	印

別記様式第17号（第47条第1項及び第2項関係）	
(日本語用印欄)	
(本件送付用印欄)	
(本件送付用印欄)	

別記様式第17号（第47条第1項及び第2項関係）	
(日本語用印欄)	
(本件送付用印欄)	
(本件送付用印欄)	

別記様式第17号（第47条第1項及び第2項関係）	
(日本語用印欄)	
(本件送付用印欄)	
(本件送付用印欄)	

別記様式第17号（第47条第1項及び第2項関係）	
(日本語用印欄)	
(本件送付用印欄)	
(本件送付用印欄)	

別記様式第17号（第47条第1項及び第2項関係）	
(日本語用印欄)	
(本件送付用印欄)	
(本件送付用印欄)	

別記様式第17号（第47条第1項及び第2項関係）	
(日本語用印欄)	
(本件送付用印欄)	
(本件送付用印欄)	

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。

別記様式第21号（第51条第1項関係）

別記様式第22号（第55条第1項関係）

別記様式第21号(第51条第1項関係) (日本産業規格JIS)

申 請 事 件	支 持 事 件	反 対 事 件	更 改 事 件																
法 律 大 田																			
原 告 実 証																			
外団からの教説実習の適正な実施及び被験者登録に関する申請書(第2各項)提出書類の基本に適合しなかつたと認められ、当該申請を本部の規定により、簡略化、一般整理審査を可能とする事務手続について変更いたしましたので通知します。																			
記																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">許可番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>（ふりがな）</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>連絡済みの名前</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>対応済用件</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				許可番号				（ふりがな）				連絡済みの名前				対応済用件			
許可番号																			
（ふりがな）																			
連絡済みの名前																			
対応済用件																			

このように、他の会員が登録するときに、専門会員であることを証明するための書類が提出され、これが承認されると、該会員は専門会員として登録されることがあります。この場合に提出される書類は、その資格証明書に対する付記欄に「専門会員登録申請」と記載されたものと想定されるのであります。専門会員登録申請をするときには、専門会員登録申請書を提出するところと、専門会員登録申請書に記載された専門会員登録申請書に対する付記欄に「専門会員登録申請」と記載されたものと想定されるところとが混在する場合があります。

記様式第22号(第55条第1項関係)
面 D・E・F (日本産業規格)

監查報告書

④申請の場合は、記載をしないこと。
⑤記載の際については、事務所担当者にあわせて記載すること。
⑥記載の際については、監査委員会の役員の下に、監査権を握る監査部の役員を記載すること。
⑦記載の際については、審査を行った技術専門性のある技術者を記載する際は監査委員会の役員を記載すること。
⑧記載の際については、監査権を握る監査部の役員を記載することができないときは、同職の「監査のたより」と記載し、別途記載すること。
⑨記載の際については、技術専門性のある技術者を記載する場合は、当該人の技術専門性の適正な実績及び技術者登録の範囲に関する書類を提出する場合に記載する方法による記載を行うことができなかった場合に、監査のたよりと併記して他の記載方法を並用すること。
⑩「A」～「F」では、今後印鑑等に対する認証手段としての電子印鑑の登録について記載すること。
⑪記載の際については、監査のたよりと併記して他の記載方法を並用すること。その他記載項目は、記載の際については、監査のたよりと併記して他の記載方法を並用すること。

区分立替費用	
1. 賃料	円
2. 日用品・消耗品に要する費用	円
3. 駐車場料等の費用	円
4. 介護料	円
5. 国内に赴出時に要する費用	円
6. その他施設へ支う費用	円
7. その他施設に要する費用	円
8. 国内渡航に要する費用	円
9. 国内渡航に要する費用	円
10. 大国外渡航にかかる手数料	円
11. その他の費用に要する費用	円
12. その他費用	円
13. その他費用	円
14. その他費用	円
15. その他費用	円
16. その他費用	円
17. その他費用	円
18. その他費用	円
19. その他費用	円
20. その他費用	円
21. その他費用	円
22. その他費用	円
23. その他費用	円
24. その他費用	円
25. その他費用	円
26. その他費用	円
27. その他費用	円
28. その他費用	円
29. その他費用	円
30. その他費用	円
31. その他費用	円
32. その他費用	円
33. その他費用	円
34. その他費用	円
35. その他費用	円
36. その他費用	円
37. その他費用	円
38. その他費用	円
39. その他費用	円
40. その他費用	円
41. その他費用	円
42. その他費用	円
43. その他費用	円
44. その他費用	円
45. その他費用	円
46. その他費用	円
47. その他費用	円
48. その他費用	円
49. その他費用	円
50. その他費用	円
51. その他費用	円
52. その他費用	円
53. その他費用	円
54. その他費用	円
55. その他費用	円
56. その他費用	円
57. その他費用	円
58. その他費用	円
59. その他費用	円
60. その他費用	円
61. その他費用	円
62. その他費用	円
63. その他費用	円
64. その他費用	円
65. その他費用	円
66. その他費用	円
67. その他費用	円
68. その他費用	円
69. その他費用	円
70. その他費用	円
71. その他費用	円
72. その他費用	円
73. その他費用	円
74. その他費用	円
75. その他費用	円
76. その他費用	円
77. その他費用	円
78. その他費用	円
79. その他費用	円
80. その他費用	円
81. その他費用	円
82. その他費用	円
83. その他費用	円
84. その他費用	円
85. その他費用	円
86. その他費用	円
87. その他費用	円
88. その他費用	円
89. その他費用	円
90. その他費用	円
91. その他費用	円
92. その他費用	円
93. その他費用	円
94. その他費用	円
95. その他費用	円
96. その他費用	円
97. その他費用	円
98. その他費用	円
99. その他費用	円
100. その他費用	円

別記様式第24号(664条関係)

署名	年	月	日付
職名及び氏名	年	月	日付
法務大臣	年	月	日付
厚生労働大臣	年	月	日付

外国人の扶養義務と連なる義務及び扶養義務の発達に関する法律
第106条項(6)において規定する同法第12条各項の規定による加入登録

(被扶養者等)
 第12条(被扶養者等)
 2. 前項の規定により被扶養人として登録せらるる者は、被扶養者登録の場合は、その被扶養人として登録せらるる者の扶養義務を負ふべき者と同一の被扶養者でなければならぬ。
 3. 前項の規定による被扶養は、被扶養者のため認められたものと解釈してはならない。

(被扶養者登録)
 第13条(被扶養者登録)
 1. 本項の規定によつて被扶養者とされた者は、被扶養者登録の場合は、被扶養者登録の義務に負ふべき者と、又は当該被扶養者と被扶養者との間に、被扶養者登録の場合は、被扶養者登録の義務に負ふべき者と同一の被扶養者でなければならぬ。
 2. 第13条各項の規定は被扶養者登録による登録者について、前条第3項の規定は被扶養者登録による被扶養者について、それぞれ準用する。

第12条(被扶養者登録)
 1. 本項の規定によつて被扶養者登録せらるる者は、30日前は下の書面に付す。
 2. 第106条第2項の規定による登録をせず、若しくは登録の撤销をして、又は同項の規定による登録を始め、始て、若しくは記載した場合においての違反行為をした被扶養者が被扶養者登録の

(備考)用紙の大きさは、日本版規規格のこと。